

# 令和元年度

## きのと小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 【目次】

- はじめに
- 1 いじめ防止に向けての基本姿勢
- 2 いじめ防止に向けた取組
  - (1) 生徒指導体制
  - (2) 教育相談体制
  - (3) 早期発見・早期対応の在り方
  - (4) ネット上のいじめへの対応
  - (5) 校内研修
  - (6) 保護者や地域との連携
- 3 いじめ防止に向けた取組の評価
- 4 いじめ防止対策のための組織
  - (1) 校内におけるいじめ対策に向けた中核となる常設組織
  - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための法に基づく組織
  - (3) 教育相談委員会
  - (4) 乙中学校区いじめ対策委員会
  - (5) その他関係する組織
    - ① 胎内市いじめ問題対策連絡協議会
    - ② 胎内市学校警察連絡協議会
- 5 重大事態への対処
  - (1) 重大事態の意味
  - (2) 重大事態の報告
  - (3) 調査の主体
  - (4) 調査を行うための組織
  - (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
  - (6) 調査結果の提供及び報告
- 6 その他参考資料
  - 関係法令
  - いじめ防止アンケート用紙
  - いじめ早期発見チェックリスト
  - 重大事態発生の場合の質問紙
  - いじめ防止の取組、いじめ防止学習プログラム
  - いじめ発生時の対応について

# 令和元年度

## 「学校いじめ防止基本方針」

胎内市立きのと小学校

はじめに

### 【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所の内外を問わない。（物理的な影響とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。）
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。  
（文部科学省 「平成18年度生徒指導上の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

### 【いじめ防止対策推進法 第2条（定義）】

- ・この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 《いじめの認知について》

外見的に遊びやけんかに見える行為でも、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 《いじめの解消について》

単に謝罪をもって安易にいじめを解消とせず、①「いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に継続していること」、②「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」等の要件を考慮する。

本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、胎内市立きのと小学校の児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめの起きない学校づくり」を目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

○いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題である。「いじめはどの学校でも、どの子どもにもおこりうる」との認識の下、常に危機意識を持ち、早期に発見し、迅速かつ適切に対応する。（※いじめの認知）

○「いじめ見逃しゼロスクール」を中核として、家庭、地域、関係機関との確かな連携を図り、早期発見・即時対応に努めるとともに、小中学校9年間の長期的な視点に立った児童生徒の社会性育成の取組を推進する。

（※いじめ見逃しゼロスクール）

○全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、互いを認め合える人間関係を、学校と保護者や地域住民との「共育」において創り出していく取組を推進する。

（※いじめの未然防止に向けた児童の手による学校づくり）

（※「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」）

○「自分もみんなも大切にする子の育成」を基本の構えとし、児童の自尊感情を高め、互いに認め合う人間関係を醸成し、「いじめや差別を許さず、支え合い、高まり合う」集団を実現する。

（※仲間関係を大切にし、分かる授業づくりに向けた授業改善）

## 2 いじめ防止に向けた取組

### (1) 生徒指導体制

#### ①いじめ防止に向けた指導内容

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめは「いじめる側」に非があり、「あってもよいいじめ」はあり得ないこと。
- ・いじめは刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。
- ・いじめは「誰にでもおこりうること」として、自分や自分たちの問題として常に考えること。
- ・傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとること。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することを基本とする。

#### ②指導計画

※別紙「いじめ防止の取組」「いじめ防止学習プログラム」参照

## (2) 教育相談体制

- ① 6月と10月に教育相談旬間を設定してQ-U調査を実施し、全校体制で結果を基に担任がクラスの児童の教育相談を行う。子どもとの1対1の面談を通して、児童の悩みや願いを把握し、より一層児童理解を深める。また、学校生活アンケートをQ-U調査とリンクさせることで、いじめや問題行動の発見のきっかけとするとともに、個々の児童理解やクラスの人間関係づくりに生かす。
- ② 児童や保護者から教育相談の希望があったときは「教育相談委員会」が窓口となり、いじめ不登校対策委員会が対応する。必要に応じてスクールカウンセラー等との面談を設ける。
- ③ 教育相談で児童から「いじめ」の相談があったり、教師が児童の変調に気付いたりした時は、直ちに生活指導主任、教頭に連絡し、対応を協議する。いじめと思われる事案や組織的な対応の必要性があると判断した事案に関しては、いじめ不登校問題行動対策委員会を中核としたチームを組み、複数職員で対応にあたる。さらに、保護者と連絡をとり、児童の状況と学校の対応を説明する場を設ける。

## (3) 早期発見・早期対応の在り方

- ① 職員朝会や終会で、児童について定期的に情報交換する場を設ける。
- ② 別紙「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」でチェックできるように事前に配布しておく。また、必要を感じた場合は保護者に別紙「いじめ早期発見のための家庭用チェックリスト」にチェックしていただき早期発見に努める。
- ③ 短期間での児童の変容に気付けるよう年間5回程度の学校生活アンケート（QU調査2回を含む）を行い、いじめの早期発見に活かす。学校生活アンケートは、無記名とし、不安をかかえる児童がその気持ちを伝えやすいようなアンケートにする。児童自身が簡単に振り返ることができるよう生徒指導部で項目を検討し、短時間で回答できるものとする。また、自分自身の事柄だけでなく、心配な友達の様子も記述できるようにし、児童がいじめ防止に努めようとする意識を高めていく。
- ④ 普段と違う様子や気になる点は、すぐに生活指導主任に報告する。不安を抱える児童がいた場合には、生徒指導部を中心に、学校体制で聞き取り等を行い、早期解決に努める。

## (4) ネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上のトラブルへの対応について
  - ・ ゲーム機、携帯電話、スマートフォン、パソコン等通信機器に関する児童の使用状況について、アンケート調査等で実態把握を行う。
  - ・ 家庭への啓発を適宜行う。

## ②トラブルが発生した場合の対応について

- ・家庭との連携を図り、聞き取りや画面確認により、事実関係を把握する。
- ・データの保存と確認を行う。 ・トラブルに対する指導を行う。

## ③早期発見、未然防止のために

- ・ネットの危険性を児童・保護者に啓発する。（長期休業前のたよりや学習・講演会等）
- ・情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

- 一度インターネット上で拡散してしまったいじめに関わる画像、動画などの情報を消去することはきわめて困難であること。
- 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者などに深刻な傷を与えかねない行為であること。

- ・ゲーム機の使用も含め通信機器の使用について、家庭でのルール作りを保護者に働き掛ける。

## ④県のネットいじめ見逃しゼロ事業の活用について

- ・市教育委員会を通じて情報提供を受けた場合は、即座に掲載内容の確認と対応、指導を行う。

## (5) 校内研修

### ①校内研修に関する年間計画

- ・春休み中に、「きのと小学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止の取り組み」「いじめ防止学習プログラム」について全職員での共通理解を図る。
- ・長期休業中に、これまでの、「いじめ防止の取組」「いじめ防止学習プログラム」の実施内容と効果を各担当が検証し、修正する。
- ・年度末に、「きのと小学校いじめ防止基本方針」「いじめ防止の取組」「いじめ防止学習プログラム」の全体見直しを行う。

### ②いじめの早期発見、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組

- ・年度始めに、「子どものことを思い浮かべることの効果」および、「いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）」について全職員で共通理解を図る。
- ・子どもを語る会で児童に関する情報を共有し、全職員で児童の様子をみるとともに必要な指導を行う。

### ③わかる授業づくりに向けた取組

- ・かかわり合い学ぶ活動を取り入れた「できた、分かった」喜びを感じることでできる授業づくりに力を注ぐ。



＜H30 年度 「対話から思考を深める授業」 公開授業＞

### (6) 保護者や地域との連携

#### ① 保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動

- ・児童会を中心とした「いじめ見逃しゼロスクール運動」の様子を便り等で保護者、地域へ発信する。



〈H30 なかよし班遠足での全校遊び〉



〈H30 いじめ見逃しゼロスクール「絆集会」〉



あいさつ運動や読み聞かせ等、子どもたちの活動をサポートしていただきました。  
(H三十年度活動の様子より)

く「水ばしょうサポーターズ（学校支援ボランティア）」の皆さんのご協力



## ②胎内市教育の日の活用

- ・人権教育、同和教育、いじめ防止に関わる道徳授業等を保護者、地域へ公開する。



〈H30年度 人権教育、同和教育の視点にたった道徳授業の実践〉

## ③「きのと小学校いじめ防止基本方針」の周知

- ・学校だより、ホームページ等を利用し、きのと小学校いじめ防止基本方針を保護者、地域住民に周知する。

## ④乙中学校区「いじめ見逃しゼロ」スクール集会（高学年）への参加



## 3 いじめ防止に向けた取組の評価

### (1) 児童・保護者アンケートを活用した評価

1学期末、2学期末に児童と保護者に「いじめに関するアンケート」を実施し、いじめを防止することができたかを検証する。

### (2) 児童および職員による評価

長期休業中に、それぞれの学期の「いじめ防止の取組」が有効であったかを、児童アンケートの結果や職員による情報交換等の内容から評価する。

### (3) 学校評価を活用した評価

学校評価の項目に取り入れ、当校関係者評価委員からの評価を受ける。

## 4 いじめ防止対策のための組織

### (1) 校内におけるいじめ対策に向けた中核となる常設組織

#### <いじめ不登校問題行動対策委員会>

○構成員 校長、教頭、教務、生活指導主任（常設組織）

○役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」の取り組みの実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応
- ・不登校児童に対する対応策についての検討

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための法に基づく組織

#### <いじめ防止対策委員会>

○構成員 校長、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭

PTA 会長、PTA 副会長、（新発田警察署）胎内分庁舎生活安全係健康福祉課こども係主任、スクールカウンセラー、区長会代表

○役割

- ・「胎内市いじめ防止基本方針」に記載されている「学校いじめ等対策委員会として想定される役割」に同じ。ただし、運用上、記載された役割の確認や承認、及び総括的な指導。
- ・重大事態が発生した場合は、この組織が母体となり、初期操作（第一次調査）を行う。

※構成員は、守秘義務を負う。

### (3) 教育相談委員会

○構成員 教頭、教務、児童支援加配、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該担任

○役割

◇日常的活動

①日常的にいじめ問題等の生徒指導上の課題や個に応じた支援の在り方を検討する。

②部会で、児童に関する情報を報告・共有し、いじめ不登校の防止、発生した場合の対応を行う。また生徒指導上の問題発生防止に努める。

◇いじめの情報があった時の活動

①いじめの疑いに係る情報があった時に緊急会議を実施し、対応方針を



決定する。

- ②全校体制を整え、関係児童への事実関係の確認と、情報の集約を行う。
- ③事実関係に基づき、児童・保護者への指導や支援の体制を確認する。
- ④全職員で情報の共有ができるようにする。

#### (4) 乙中学校区いじめ対策委員会

- 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、市教委指導主事、保健師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、新発田警察署胎内分庁舎生活安全係  
※外部委員会の構成員は、会議等で知り得たことに対して守秘義務を負うものとする。
- 役割 ①より多角的な視点からの指導や支援の必要性が認められる事例に対し、学校と連携して対応する。  
②専門的な視点から、学校の対応に対して指示や助言をする。

#### (5) その他の関係する組織

##### ①胎内市いじめ問題対策連絡協議会

(胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例による)

- 構成メンバー
  - ・胎内市小学校長代表 ・胎内市中学校長代表 ・中条高等学校長
  - ・胎内市教育委員会（教育長、教育委員、学校教育課長、管理指導主事担当指導主事）
  - ・新潟地方法務局新発田支局長
  - ・（新発田警察署）胎内分庁舎生活安全係
  - ・新発田児童相談所長
  - ・胎内市健康づくり課子育て応援係
  - ・胎内市主任児童員チーフ
  - ・胎内市PTA連絡協議会長
  - ・青少年育成胎内市民会議会長
- 所掌事務
  - ・いじめ防止等に関する機関及び団体相互の連絡調整
  - ・当該機関及び団体の連携促進のために必要な事項の協議
- 開催回数
  - ・年1～2回

##### ②胎内市学校連絡警察連絡協議会

- 構成メンバー
  - ・胎内市教育委員会（教育長、学校教育課長、管理指導主事、指導主事）
  - ・（新発田警察署）胎内分庁舎生活安全係
  - ・各小中学校（校長、生徒指導担当者）

○事業内容

- ・児童生徒の健全育成を目指しての生徒指導上の問題に関する連絡や協議
- ・いじめ防止に向けての取組と情報交換

○開催回数

- ・年3回

## 5 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」第5章「重大事態への対処」概要

- 学校は、重大事態に対処し、**同種の事態の発生の防止に資するため**、速やかに適切な方法により**事実関係を明確にするための調査**を行う。
- 学校は、**事実関係を明確にするための調査**を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、**必要な情報を適切に提供**する。
- 学校は、重大事態が発生した旨を胎内市長に報告する。胎内市長は必要と認めるときは、**事実関係を明確にするための調査**の再調査を行うことができ、またその結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- 学校は、重大事態発生が発生したことを受け、重大事態発生時のマニュアル見直しを行う。

### (1) 重大事態の意味

- ①いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「相当の期間」：年間30日を目安)

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、**重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。**

### (2) 重大事態の報告

□重大事態が発生した場合は、次のように報告する。

学校→胎内市教育委員会→胎内市長

※学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり（いじめ防止推進法 30 条）

以下のような場合には、胎内市教育委員会において**事案の調査を行う主体**やどのような**調査組織**とするかについて判断する。

### 【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合。
- 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

### (3) 調査の主体

- ①学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ②胎内市教育委員会が主体となって行う場合  
(胎内市いじめ問題対策委員会条例による)

### (4) 調査を行うための組織

- ・学校の設置者又は学校は、重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・「きのと小学校いじめ防止対策外部委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、胎内市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。  
(例：スクールカウンセラー、学校派遣カウンセラー、市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等)

### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う姿勢を大切にする。
- ・「事実を明確にする」とは、【重大事態に至る要因となったいじめ行為が】、【いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか】、学校・教職員がどのように対応したか】等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査することを徹底する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校とその設置者が事実に向き合い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

□いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問紙による調査、聴き取りによる調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童生徒、情報提供児童を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援を行う。

□いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙による調査や聴き取り調査などを採用する。
- ・いじめが自殺の要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

(6)調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して正確な事実を説明する。

例・いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか。

イ 他の児童および関係者のプライバシーを含む個人情報に十分に配慮して適切に情報を提供する。

ウ 調査によって得られた情報は、いじめられた児童およびその保護者に提供することになる場合があることを踏まえ、この旨を調査対象者にあらかじめ説明し了解を得る。

エ 調査を行う際には、調査の方法、調査の内容と方法、調査の時期等について胎内市教育委員会と協議し指導を受けたのちに行う。

②調査結果の報告

ア 調査結果は胎内市教育委員会をとおして、胎内市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または、その保護者の思いを綴った文書の提供を受け、調査結果の報告と合わせて胎内市教育委員会をとおして、胎内市長に送付する。